

ID: 21

担当部署: 財政課

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	柴田町公共物管理条例 第6条		
例規番号	平成15年条例第1号		
【基準】 第6条の規定による。 (使用料の減免) 第6条 町長は、公益上必要がある場合その他特別の理由があると認める場合は、使用料を減免することができる。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和3年12月28日	最終変更年月日	年 月 日